社会的養護の原理と家庭の機能

~保育士養成を視点として~

吉田 眞理

要旨 高橋先生とともに著した著書「児童の福祉を支える 養護原理」は、その中心に家庭 機能を据えている。

高橋先生の専門とされる里親は、今後の社会的養護において中心的役割を担うことを求められている。しかし、我が国では福祉施設に措置される児童が大半である。この現状を鑑みて、同書の編集会議では「児童の入所する施設では、家庭機能を理解し、実践する専門職が必要ではないか。家庭は多様性に満ちている。家庭機能について学び、個人的経験からではない家庭的環境を構成できる保育士の養成が求められる」と話し合った。そのような経過を経て作成された高橋先生との共著の内容を跡付けながら、社会的養護における家庭の機能の重要性を強調することが本稿の意図である。

I. はじめに

本稿では社会的養護の原理について、保育士養成を視点として家庭機能という枠組みから論述していく。

1. 「養護」という語について

「養護」とは学校保健分野でも養護教諭などのように使われる多義的な語であり、同分野においても幅広い内容を包含している。

戦後の児童福祉分野における「養護」の使用され方について、吉田幸恵は「戦後「児童福祉法」における「養護」は、「保護養育」という独自の意味を持つ語として「児童福祉法」制定時に作られた。¹⁾」としている。

吉田は「現在では「養護」に代わり「社会的養護」という語が制度的にも使用されているが、元々「養護」は、「それ自体が社会的性格を本質的に持つ」語である」と述べている。

現在、保育士養成課程では「社会的養護」にかかわる教科目として、必修科目である「社会的養護 I」「社会的養護 II」が配置されている。この科目は児童福祉施設における保育士による実践にかかわる理論・原理と具体的内容を学ぶものである。

「養護」について、「保育所保育指針」では「1 保育所保育に関する基本原則(2)保育の目標 | に おいて「(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下 に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求 を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること」 と「養護」を用いて保育所の目標を述べている。 また、同解説書では保育所の役割や保育の目標な ど保育所保育の基本原則を示すとともに、「養護は 保育所保育の基盤であり、保育所保育指針全体に とって重要なものであることから、「養護に関する 基本的事項 | を総則において 記載することとし た。」と述べている。この「養護に関する基本的事 項 | で「保育における養護とは、子どもの生命の 保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う 援助や関わりであり、保育所における保育は、養 護及び教育を一体的に行うことをその特性とする ものである。保育所における保育全体を通じて、

YOSHIDA Mari 小田原短期大学 養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展 開されなければならない。| としている。

保育士養成課程にかかわる分野においては保育 所における「養護」と本論で扱う、家庭で暮らせ ない子どものための「社会的養護」とは分けて用 いられていることがわかる。

2. 社会的養護の機能について

「社会的養護の課題と将来像(平成23年7月)」では社会的養護の機能として、「養育機能」「心理的ケア等の機能」「地域支援等の機能」の3点を挙げている。養育機能とは家庭に代わり養育をする機能でありインケアの根幹をなすものと考えられる。心理的ケア等の機能とは虐待等による心の成長の阻害と心理的不調等を癒し、回復させる機能であり、心理療法担当職員を中心に取り組むことになる。地域支援等の機能とは家庭環境の調整、地域における家庭への支援などのアフターケアなどの機能とされている。

本稿は上記「社会的養護の課題と将来像(平成 23年7月)」による社会的養護の機能のうち「養育 機能」について家庭機能を視点にして検討する。

3. 子どもの生活する場

「社会的養護」の実践の場となる施設に入所する子どもの家庭について、ここで若干の確認をしたい。「児童養護施設入所児童等調査の結果」(平成30年2月1日現在)によれば、入所児童のうち、両親またはひとり親がいる子どもは、児童養護施設で93.3%であり、乳児院では97.9%となっている。親はいるが、家庭での養育が難しくなり(家庭機能が脆弱化または破綻し)、その結果として入所していることがわかる。子どもにとって家庭の重要性は言われて入しいが、「児童の権利に関する条約」でも明示されている。

2019年3月の国際連合児童の権利委員会による 日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見 では、家庭環境を奪われた子どもについての我が 国の対応について、施設中心の養護から家庭中心 の養護に移行することを求め、「財源を施設から里 親家族等の家族的環境に振り直すとともに、全て の里親が包括的な支援、十分な研修及び監視を受 けることを確保しながら、脱施設化を実行に移す 自治体の能力を強化し、同時に家庭を基盤とする 養育体制を強化すること」と要請している。

しかし、我が国が現状を変えていくことに年月を要するのは想像に難くない。これへの施設における対応として、小規模化、ユニットケアなどが進行しているが、このような施設においても家庭の機能を発揮していくことが急務といえよう。その際に子どもに提供される家庭の機能は、個々の職員の個人的経験に基づいた恣意的なものであってはならない。子どもを視点とした家庭の機能については諸説あるが、筆者が大正大学大学院において吉澤英子先生の講座から学びを得た、機能分類により考察する。

子どもの暮らす場としての家庭の機能をもとに、 家族ではないからこそ専門職として日々の暮らし を編んでいくことが求められる。

4. 入所児童について

厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の結 果 | (2018年2月1日現在)によれば、児童福祉施 設入所児童の被虐待経験については、虐待経験の ある者の割合が、里親で38.4%、児童養護施設で 65.6%、児童心理治療施設で78.1%、児童自立支援 施設で64.5%、乳児院で40.9%、母子生活支援施設 で57.7%、ファミリーホームで53.0%、自立援助ホー ムで71.6%となっている。また、子どもの心身の 状況について、何らかの障害に該当する割合が、 里親では24.9%、児童養護施設では36.7%、乳児院 では 30.2%2) いる。上記から、入所型児童福祉施設 では、社会的養護の機能のうちの「心理的ケア等 の機能 | も強く求められていることが浮き彫りに なっている。本稿は保育士養成を視点として「社 会的養護 | における家庭の機能の意義について論 ずるものであるが、被虐待児へのケアの重要性を 根底に置き、「養育機能」について論を展開する。

Ⅱ、家庭の機能に関する考察

1. 施設の変化と家庭的養護

先述の「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)においては、里親とファミリーホームが「家庭的養護」とされていた。厚生労働省はその後用語の整理をして、社会的養護の中に施設養護と家庭養護があり、児童福祉施設を施設養護、里親とファミリーホームなどを家庭養護とした。家庭的養護は施設養護のうち、施設を本体として展開される小規模グループケアや地域小規模児童養護施設など施設養護の一形態を指すとした。

施設の小規模化や家庭的養護の重視につながる 出来事として1950年前後に始まったホスピタリズム論争がある。このホスピタリズムは、我が国の 施設で養護される子どもにも見られることから、 論争は施設不要論やボウルビイの母性剥奪論を基 盤とする養護技術論、施設という集団の場を積極 的に活用する養護技術論、家庭支援の重要性への 着目、さらに運営基準の見直しへと展開していっ た。そしてホスピタリズムは施設の、「小舎制ある いは小グループ制など、意識して家庭の形態に近 づけ、その機能に近い処遇傾向を生み出した³⁾」と いう。児童福祉施設においては、その規模や形態 を家庭に倣った形にすると同時にその機能を発揮 するような養護が求められるようになったことが わかる。

2. 家族及び家庭の定義

家庭の機能について論ずる前に、家族、家庭の 定義について確認したい。吉澤は、家族を以下の ように定義している⁴。

「家族とは相互の関係によって成り立つもので、 夫婦関係を中心として、親子関係、同胞関係(兄弟姉妹)、による小集団である。相互の感情融合を 結合の紐帯とし、成員の生活保障と福祉の追及を 第一義的目標としていることが基本|

家族とは、人間関係を通じて形成され、共通の 目標をもってともに暮らしている人の集まり、と いうことである。近年、夫婦関係を伴わない小集 団を家族と呼ぶこともあるが本論では、吉澤の定 義を採ることとする。

家庭に関しても、以下の吉澤の定義⁵⁾をもとに 展開する。

「家庭とは家族が生活する場で、生活空間の広さ、人間関係(家族関係)の過程で生ずる雰囲気、感情の応答などが保持されている事、さらに新たな動きを持つ生活の拠点|

家庭の条件には家族が生活を営む空間があり、 また、そこで家族という人間同士の関係が生み出 す雰囲気が生ずること、そして、家庭を起点とし て家族個々人の生活が営まれることがある、と理 解できる。

3. 家庭の機能

吉澤は、子どもを視点とした家庭の機能を養育機能、保護機能、休息機能、生活文化伝承機能、生命倫理観の醸成機能とした。この分類で特徴的なのは、生活文化伝承機能と生命倫理観の醸成機能である。この5分類にそって家庭の機能を一つひとつ確認していきたい。

(1) 養育機能

この場合の養育とは、子どもを扶養し、その世話をして成長を促すことである。家庭の中で衣食住にかかわる環境を整えることが具体的な内容の一つといえる。生活環境を整え、その過程で子どもと生活の時間と行為を共にすることで、子どもの心身の成長が実感を持った確かなものとなる。

(2) 保護機能

社会に存在する危険や孤立から、物理的、精神的、肉体的に子どもを保護する場が家庭である。家の中に自分の心理的なよりどころがあり、安心して自分らしさを発揮できるということもこの保護機能があるからといえる。

物理的な保護機能とは安全な場所を子どもに保 証することである。これはすべての家庭機能の基 盤となる。

精神的な保護機能とは、精神的な攻撃から子どもを守ることである。子どもも社会の一員であり、家庭を離れた場では評価や批判、他者との比較・

序列、競争などにさらされる。家庭はそのような 精神的なストレスから子どもを保護する場である ことが求められる。

肉体的な保護機能とは身体が危機にさらされないように子どもを守るということや病気や怪我などの治療や療養を子どもに十分に与えるという家庭でのケアを指す。

この保護機能が、児童虐待において奪われる機 能の代表であるといえよう。

(3) 休息機能

休息機能は保護機能と類似しているようであるが、別記したい機能である。保護機能が子どもを守るという行為を示すのに対して、休息機能は疲れを癒す場を提供するという状態を示す機能である。

誰にも遠慮せずに精神的、肉体的にゆっくりと 休めること、何もしないでぼんやりと過ごす時間 が確保されることは家庭ならではの機能といえる。

(4) 生活文化伝承機能

この場合の生活文化とは、ある社会において積み重ねられ伝わってきた生活様式や生活習慣、モラル、伝統行事、日常生活上の知識、社会常識全般を指す。生活文化は、日常的な衣食住にかかわる暮らし方や所作、人との付き合い方や四季の行事、冠婚葬祭など広く人の生活の営みを構成するすべてを包含している。子どもが社会の中で自立して暮らすときに、その一員として認められるためには、その社会の生活文化を身につけていることが求められる。

このような生活文化は言語化するまでもなく、 知らず知らずに家庭生活の中で身につけていく。

家庭における生活文化はグローバルな時代的環境の影響を受けながら、民族の文化、国・社会全体の文化、地域の文化を根底に持ちつつ、それぞれの家庭の所属する社会階層のもつ文化、経済的な環境、教育的経験などの影響を受けて形成され、伝承される。これが意図する、しないにかかわらず子どもに日々伝えられていくのである。

(5) 生命倫理観の醸成機能

生命倫理観の醸成については、宗教が多くの部

分を担ってきた。現在の我が国の家庭では、宗教 を通じた生命倫理観が伝えられにくくなっている。 意識する、しないにかかわらず、家庭を取り巻く すべての生命とのかかわりが、子どもに倫理観や 生命観、自然観、性的なモラルなどを伝えている。

Ⅲ. 保育士養成課程における「社会的養護」と家庭の機能

1. 保育士養成課程における「社会的養護」

保育士養成課程における社会的養護は必修科目の「養護原理」「養護内容」として展開されてきた。2010(平成22)年になり社会的養護の名称が浸透していることや社会的養護の重要性を踏まえ「養護原理」「養護内容」を「社会的養護」、「社会的養護内容」と変更した。2018(平成30)年には「社会的養護 I 」「社会的養護 II」と変更され、現在に至っている6。

社会的養護 I

〈目標〉

- 1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史的変遷について理解する。
- 2. 子どもの人権擁護を踏まえた社会的養護の基本について理解する。
- 3. 社会的養護の制度や実施体系等について 理解する。
- 4. 社会的養護の対象や形態、関係する専門 職等について理解する。
- 5. 社会的養護の現状と課題について理解する。

〈内容〉

- 1. 現代社会における社会的養護の意義と歴 史的変遷
 - (1) 社会的養護の理念と概念
 - (2) 社会的養護の歴史的変遷
- 2. 社会的養護の基本
 - (1) 子どもの人権擁護と社会的養護
 - (2) 社会的養護の基本原則
 - (3) 社会的養護における保育士等の倫理と

責務

- 3. 社会的養護の制度と実施体系
 - (1) 社会的養護の制度と法体系
 - (2) 社会的養護の仕組みと実施体系
- 4. 社会的養護の対象・形態・専門職
 - (1) 社会的養護の対象
 - (2) 家庭養護と施設養護
 - (3) 社会的養護に関わる専門職
- 5. 社会的養護の現状と課題
 - (1) 社会的養護に関する社会的状況
 - (2) 施設等の運営管理
 - (3) 被措置児童等の虐待防止
 - (4) 社会的養護と地域福祉

保育士養成課程における「社会的養護 I⁷⁾ (枠内参照)」は養護原理に源流を持つ教科目である。「社会的養護 I」は、家庭で暮らすことができない子どもの生活の場に関する学びにおいて、家庭の機能については扱っていない。そのような中、高橋先生と共同執筆した「児童の福祉を支える 養護原理」は家庭の機能に視点を置いて執筆し、改訂を重ねて現在の「児童の福祉を支える 社会的養護 I | に進化している。

我が国の施設養護について、国際連合児童の権利委員会は子どもの人権という視点から、施設中心の養護から家庭中心の養護に移行すること、脱施設化を実行に移し、家庭を基盤とする養育体制を強化することを求めている(2019年3月)。我が国における脱施設化はすぐには実現困難である。

この現状に照らし、施設で生活することを余儀なくされている子どもの環境を家庭に近づけるためには、その形態だけでは十分とは言えない。施設における養護について学ぶ教科目において、家庭機能の発揮を視野に入れた社会的養護の原理と具体的展開について学ぶことが求められる。

2. 家庭養護と施設養護に関する我が国の方向性

児童福祉施設などにおける施設養護と里親や ファミリーホームなどにおける家庭養護について 現在の方向性を確認したい。 新たな社会的養護の在り方に関する検討会は 2017年8月に「新しい社会的養育ビジョン」を取 りまとめた。その中では、2011年の「社会的養護 の課題と将来像」を見直し、代替養育は家庭での 養育を原則とした。

「新しい社会的養育ビジョン」では、児童福祉法第三条の二⁸⁾ の「家庭における養育環境と同様の養育環境」について、「家庭で養育できない子どもがまず養育されるべき環境はfamily based care であり、そのように解釈すべきである」として、「子どもに代替養育を提供する場合、家庭による養育(養子縁組、里親養育)を優先して検討することになる」として児童福祉法第三条の二の「家庭における養育環境と同様の養育環境」を養子縁組と里親養育と定義している。施設における養護については、「(児童福祉法第三条の二の⁹⁾)「できる限り良好な家庭的環境」とは、小規模施設における、小集団を生活単位とした養育環境を意味しており、具体的には、地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す」と解説している。

国際連合2019年3月5日児童の権利委員会日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見では、家庭環境を奪われた児童について、家庭を基盤とする養育の原則を導入した2016年の児童福祉法改正と、6歳未満の児童は施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)に一定の評価を与えている。そして、日本の現状では「生物学的親」のもとで暮らすことのできない子どもが「家庭」とは違う環境で暮らさざるを得ない現実を憂慮している。

施設は「家庭」とは違う環境であるがゆえに家庭の機能を発揮してできる限り良好な家庭的環境を構成するべく専門的支援をすることが求められている。

Ⅳ. 社会的養護の場における家庭の 機能の発揮に関する考察

我が国は、「児童の権利に関する条約」の批准国 である以上、国際連合児童の権利委員会の示す改 革方向性に沿って国内の状況を是正していく義務を負っている。しかし、現状としては「新しい社会的養育ビジョン」に沿って家庭養護を画期的に増やしていくことには困難が予想される。一方、子どもの成長は待ってはくれない。その子どもにとって、今の一年は二度とない時である。施設養護を受ける子どもには家庭養護ではないにしても、専門的に家庭の機能を提供する「できる限り良好な家庭的環境」を提供することが求められるのではないだろうか。

施設養護における「養育機能¹⁰」を家庭機能の枠組みに照らして養育機能、保護機能、休息機能、生活文化伝承機能、生命倫理観の醸成機能という5分類にそって検討した¹¹。

1. 施設養護における養育機能の検討

施設養護においては専門職が衣食住にかかわる 環境を整え子どもの世話をして成長を促す。この 行為は雑用ではない。子どもにとって、自分のた めに心を込めて生活環境を整え、自分と生活を共 にする大人がいることで、子どもの心身の成長が 実感を持った確かなものとなる。

2. 施設養護における保護機能の検討

社会に存在する危険や孤立から物理的、精神的、 肉体的に子どもを保護することは、前述のように 児童虐待を受けた子どもが多く入所する施設養護 においては重要な機能である。虐待を受けた子ど もに対する心理的ケア機能と相まって、子どもの 家庭に対する思いを受け止め、子どもを保護し、 安心できる環境の中で、親についての子どもの年 齢なりの理解を促すことも求められる。

3. 施設養護における休息機能の検討

施設養護において休息機能は特に意識すべき機能である。施設では他人と生活を共にすることが基本となっている。それは、他者を気にせず、何もしないで疲れを癒す時間や空間が限られるということにもつながる。

誰にも遠慮せずに精神的、肉体的に自分をゆっ

くりと休ませることができること、日課に追われることなく、何もしないで過ごす時間が十分確保され、一人になる自由があり、自分のペースで暮らせることが施設に求められる休息機能といえる。

4. 施設養護における生活文化伝承機能の検討

施設養護における生活文化伝承は、広く我が国の社会における一般的な生活様式や生活習慣、日常生活上の知識、社会常識について、生活の中で子どもと職員が共有することにより、安定した生活の在り方を伝えることといえる。また、伝統行事や四季の行事、冠婚葬祭、地域の生活文化などについても施設での生活を通じて体験できるようにすることが求められる。この生活文化伝承は、家庭での生活を視点としたものでありたい。学校行事のような実施のされ方は「できる限り良好な家庭的環境」とは異なる。

施設で暮らす期間が長い子どもについては、社会の中で自立して暮らすときに、その一員として認められるために、施設で身につけたマナーや社会常識が財産となる。これを身につけられるように、意図的にかかわることが求められる。

家庭における生活文化はそれぞれであろうが、子どもが家庭に戻ったときに日常の暮らしを営むに困らない生活文化が身についていることが望ましい。生活文化とは「生活の営みをうまく行わせてくれるための社会が共有している「ノウハウ」「処方箋」である¹²⁰」という。身についた生活文化が日常生活の中で再現されることにより、その後の家庭生活が安定的に営めるようになると考えられる。

5. 施設養護における生命倫理観の醸成機能の検 討

生命倫理観の醸成については、施設養護における機能発揮は特段に求められる。虐待された子どもには自殺願望や自己否定の傾向がみられることがある¹³⁾。家庭で親と暮らせない児童、虐待を受けてきた児童にとって「大切な自分」「命あることへの感動」「あらゆる命への尊厳」などを感じられる

ような養護をすることがその基本である。

道徳の授業や講話の視聴のように「教える」のではなく、生活の中で薄紙を重ねるように日々伝えていくことが求められる。

動物や植物に触れたり、職員や児童同士がかかわったり、地域で活動したりしながら暮らしている中で倫理観や生命観、自然観、性的なモラルなどが、日々の暮らしや経験、人との出会いを通じて自然に伝わっていく環境が求められる。

上記家庭機能については、養護の在り方のすべてではない。家庭機能は施設が「できる限り良好な家庭的環境」になるための生活の場としての基盤をなす機能といえる。「新しい社会的養育ビジョン」にある「逆境体験や離別・喪失による傷つきからの回復を促進する生活基盤となる」ことへの基礎を形作る要素ともいえる。さらに、複雑な事情を抱えて高いケアニーズを持つ児童においては、専門的な生活上の留意や心理的ケア、ソーシャルワークが求められる。

V. まとめ

「新しい社会的養育ビジョン」では、施設養育に ついて、児童福祉法第三条の二の「「できる限り良 好な家庭的環境 | で養育される児童は、「家庭環境 では養育が困難となる問題を持つケアニーズが高 い子ども」「家庭内でのトラウマ体験や里親不調を 経験した子どもで、子ども本人の家庭環境に対す る拒否感が強く、「できるだけ良好な家庭的環境 | の提供が適切であると判断される場合 (、(当面は) 「適切な「家庭環境と同様の養育環境」が確保でき ない場合 | としている140。つまり、家庭での養育が 困難になった児童は基本的に「家庭における養育 環境と同様の養育環境」すなわち里親などが養育 するが、複雑な課題を持つ児童についてのみ、「で きる限り良好な家庭的環境 | すなわち小規模施設 における、小集団を生活単位とした養育環境を用 意するとしている。後者の場合についても、「施設 養育は、子どもが深刻な行動上の問題等を持って

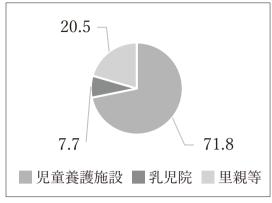


図1 児童の委託先(%)

いたとしても、裏切りや喪失を繰り返し体験してきた子どもを真に抱える(すなわち、施設が『抱える環境』(holding environment)となる)とともに、…¹⁵⁾」として、児童の生活する場としての「良好な家庭的環境」の重要性を指摘している。

また同ビジョンは、「従来、里親委託は家庭復帰が困難あるいは不可能な場合に選択される傾向があった。しかしながら、代替養育への措置を家庭環境と同様の養育環境を原則とすると、家族との交流や家庭復帰の可能性がある子どもも当然里親委託の対象となる。¹⁶」として里親養育の対象児童の枠を広げている。それに必要な里親養育の推進については、「3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現すべきである。¹⁷」と目標値を挙げている。

一方、里親委託率の我が国の現状は表1のよう になっている¹⁸⁾。

里親家庭への移行が適切であるとされている現 状にあっても、施設で養護される児童は多い。そ れゆえに施設における家庭の機能の発揮が求めら れている。

VI. 高橋先生のご退任に寄せて

高橋先生とは大正大学大学院の実践分析研究の 児童班で一緒に調査に取り組み、議論を交わした。 児童班では高橋先生の師事された野坂勉先生、筆者の恩師吉澤英子先生など多くの著名な先生方の 薫陶を高橋先生とともに受けることができた。そ の後、「養護原理」を上梓するにあたり、大正大学 で学んだ経験を共有しながら取り組んだ。

高橋先生は大学院の修了後、母校である大正大学で教鞭をとられ、大正大学社会福祉学会でも活躍された。私自身高橋先生から学ばせていただくことが多く、その後も改訂作業のたびに触発されてきた。

この度、高橋先生が教育現場を去られることは寂しいが、家庭の機能に視点を置いて執筆した「児童の福祉を支える 社会的養護 I 」「児童の福祉を支える 社会的養護 I 」「児童の福祉を支える 社会的養護 II 」は保育士となる学生を育て続ける。保育士養成課程は、幼保一体化の影響か、福祉職としての色合いが減り、幼児教育(幼稚園)や保育(所)の内容が強くなりつつある。その結果か、心理系の科目が増える一方、福祉系の学修内容が薄くなっていると感じている。このような中、社会福祉にしっかりと軸足を置いた本書はかけがえのないものと考える。今後も研究者としての高橋先生とともに改訂を重ねながら、福祉職としての保育士養成に資する内容をさらに磨いていけるようにと願っている。

高橋先生に感謝しながら、その新しい門出をお祝いし、ご健勝と今後のご活躍を祈念して拙稿を結ぶこととする。

高橋先生、お疲れさまでした。

参考・引用文献

- ①. 吉田幸恵「養護という語の歴史的展開」子ども 学研究論集, 8,87-101 (2016-03-31) 名古屋経営 短期大学子ども学科子育て環境支援研究セン ター
- ②. 「社会的養護の課題と将来像」児童養護施設等の 社会的養護の課題に関する検討委員会 社会 保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とり まとめ 2011年7月
- 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査の結果」(2018年2月1日現在)

- ④. 厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について | 2018年3月
- ⑤.「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育 の在り方に関する研究会 2017年8月
- ⑥. 吉沢英子(編)「福祉を拓く」海声社 1990
- ⑦. 高橋重宏「子ども虐待」有斐閣 2001
- 割. 才村純(著)「子ども虐待ソーシャルワーク論」 有斐閣 2005
- ⑨. ジョン・ボウルビイ(著)二木武(監訳)「母と 子のアタッチメント | 医歯薬出版 1993
- ⑩. 金子保(著)「ホスピタリズムの研究」川島書店 1994
- ①. 吉田幸恵 (著) 「社会的養護の歴史的変遷:制度・政策・展望 | ミネルヴァ書房 2018
- ② 北川清一(著)「ソーシャルワーカーのための養護原理」ミネルヴァ書房 2020
- ③. 吉沢英子(編集), 小舘静枝(編集)「養護原理 (保育講座)」ミネルヴァ書房 1993
- ④. 高橋一弘、村田紋子、吉田眞理(著)「児童の福祉を支える 養護原理」萌文書林2006
- ⑤. 高橋一弘、村田紋子、吉田眞理(著)「児童の福祉を支える (演習)養護内容」2008
- (6). 吉沢英子「養護原理」全国社会福祉協議会 1991
- ①. 網野 武博(編集), 杤尾勲(編集)「新版・養護原理」チャイルド本社 2003
- ③ 吉田眞理(編著)「児童の福祉を支える 社会的 養護」萌文書林2019
- (9). 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」2020年4月
- ② 高橋亜美 早川悟司 大森信也「施設で育った 子どもの自立支援」明石書店2019
- ② . 日本家政学会「生活文化論」朝倉書店1991

註

- 1) 参考・引用文献NO①p87吉田幸恵 「養護という語の歴史的展開」子ども学研究論集, 8,87-101 (2016-03-31)
- 2) 参考・引用文献 NO ③厚生労働省「児童養護施設 入所児童等調査の結果」(2018年2月1日現在)
- 3) 参考・引用文献NO⑥吉沢英子編「児童福祉を拓 く」海声社1990 p.131『ホスピタリズム論争と 施設』より引用
- 4) 参考·引用文献NO66吉沢英子「養護原理」全国 社会福祉協議会 1991 p.6
- 5) 同上

- 6) 「社会的養護Ⅱ」は具体的ケアの内容となっている。
- 7) 参考・引用文献NO④厚生労働省「指定保育士養 成施設の指定及び運営の基準について」2018年 3月
- 8) 第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 9) かっこは筆者
- 10) この「養育機能」は参考・引用文献NO②「社会的養護の課題と将来像」の分類によっている。
- 11) この内容は吉田眞理 参考・引用文献NO®「児 童の福祉を支える 社会的養護」萌文書林2019

- によるものである。参考・引用文献NO®は参 考・引用文献NO⑭ 「児童の福祉を支える 養護 原理 | 萌文書林2006を原著としている。
- 12) 参考·引用文献②日本家政学会「生活文化論」朝 倉書店1991 p.3
- 13) 参考・引用文献NO ②高橋亜美 早川悟司 大 森信也「施設で育った子どもの自立支援」明石 書店2019 pp.36-37
- 14) 参考・引用文献NO⑤「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育の在り方に関する研究会 2017年8月 pp.27-29
- 15) 参考・引用文献NO⑤「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育の在り方に関する研究会2017年8月 p.36
- 16) 参考・引用文献NO⑤「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育の在り方に関する研究会2017年8月 p.32
- 17) 参考・引用文献NO⑤「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育の在り方に関する研究会2017年8月 p.36
- 18) 参考・引用文献NO ⑨厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」2020 年4月 p.24より作図